

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が当社の事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。

以上を実行に移すため、次による「輸送安全に関する基本方針」を社内に掲げ、全従業員の意識の向上を図ります。

- ・ 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根底であることを深く認識し、社内においては主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に耳を傾け現状を十分に踏まえつつ、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全社員に徹底します。

- ・ 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すこと、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標および達成状況

令和5年度目標および達成状況

死亡事故・重大事故 目標0件 結果0件

車内事故 目標0件 結果0件

車外事故 目標0件 結果0件

物損事故（軽微なものを含む） 目標3件以下 結果0件 うちバック事故0件

前年度物損事故惹起者0名→目標0名 結果0名

前年度バック事故惹起者0名→目標0名 結果0名

日常点検不備による運行トラブルによる運行トラブル 目標0件 結果0件

年間無事故者 目標5名 結果5名

運行中のスマートフォン等操作によるクレーム 目標0件 結果0件

健康問題起因による運行トラブル 目標0件 結果0件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

運行に関する事故

- ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故（第一当事者となる有責事故）0件

車両に関する故障

- ・自動車事故報告規則第2条に規定する故障 0件

4. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統

別紙資料、安全体制組織図をご参照ください

5. 令和5年度輸送の安全に関する重点施策と実施結果

(1) 教育の実施

- ① 運行管理者及び整備管理者研修の実施
- ② 安全教育の実施
- ③ 適性、適齢診断受診と個人ミーティングの実施
- ④ 整備管理者による運行前点検立会指導
- ⑤ 運行管理の徹底
- ⑥ 各種特別運動の実施
- ⑦ 運輸規則第38条第1項に基づく運転者に対して行う指導、及び監督の実施

(2) 運輸の安全に関する会議の実施

- ① 運輸安全マネジメント会議の開催
- ② ドライブレコーダー映像を用いてヒヤリ・ハット事例の有効活用

(3) 新型コロナウイルスなど感染症拡大防止対策の実施

- ① 従業員・乗務員の出勤前の検温
- ② マスクの着用
- ③ 手指消毒の励行
- ④ 運行後、車両のオゾン発生装置による噴霧殺菌処理

6. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置

輸送の安全に関する計画

- ・ 関係法令及び安全管理規程遵守
- ・ 安全管理の取り組み状況の点検と改善
- ・ 教育、研修管理の計画
- ・ 健康管理等実施
- ・ 飲酒運転防止対策
- ・ 運行管理者、整備管理者等の教育計画
- ・ 巡回点検【経営トップ、安全統括管理者、整備管理者による点呼の立会、安全総点検（6月、12月を予定）を定期的に実施】

輸送の安全のために講じようとする措置

- ・ 脳ドックの実施と健康状態の把握と管理・指導
- ・ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を全運転者対象に実施
- ・ 定期的な適正診断の受診及びその診断に基づく教育指導の実施
- ・ ヒヤリ・ハットの収集強化 ・ 内部監査における指導項目ゼロ継続
- ・ 疲労、疾病、睡眠不足のゼロ継続 ・ 自動車事故対策機構のセミナーの積極的な受講
- ・ 富山県バス協会が主催する事故対策委員会等、各種会議に積極的な参加

7. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資（主な支出等の実績）

令和5年度の安全に関する主な支出、設備投資は次の通りです。

- ① 健康管理（健康診断費用等）に関する支出 300 千円
- ② 教育（乗務員教育、運行管理者講習、運転記録証明等）に関する支出 450 千円
- ③ 貸切バス安全対策装置費（車体更生・車両設備周辺機器メンテナンス費用）1,500 千円
- ④ 車載用新型オゾン脱臭除菌機 600 千円
- ⑤ 非接触型アルコール消毒器を全車に設置 300 千円

8. 輸送の安全に関する監査結果ならびに当該結果に基づいて講じた措置内容

内部監査の実施

2月24日 日本社営業所の監査を実施

- ・ 乗務員台帳、点呼記録簿、運行指示書等法定管理書類について点検及び適合性を判定
- ・ 監査結果について、経営側（代表取締役、統括運行管理者）へ報告

・北陸信越貸切バス適正化センターによる巡回指導実施

9. 貸切バス事業者安全性評価認定制度

令和5年12月15日に貸切バス事業者安全性評価認定制度の「三つ星」を取得。引き続き安全と安心の取組みを継続してまいります。

10. 事故・災害に関する報告連絡体制

別紙資料、事件事故安全緊急体制図をご参照ください

11. 安全管理規程

別紙資料、「安全管理規程」をご参照ください

12. 安全統括管理者

安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を満たしており北陸信越運輸局富山運輸支局への届出を行っております。(令和5年12月31日現在)

氏名 : 長島 克己

役職 : 代表取締役

令和6年4月1日